

沖縄県道路整備プログラム

(後期：2023（令和5）年度～2027（令和9）年度)

2023（令和5）年3月

沖縄県 土木建築部

目 次

| | | |
|-------|------------------------------------|----|
| 第 1 章 | はじめに..... | 1 |
| 1-1 | 計画策定の背景と目的 | 1 |
| 1-2 | 計画の位置付け | 2 |
| 1-3 | 計画の期間 | 2 |
| 第 2 章 | 沖縄県の道路を取り巻く現状と課題..... | 3 |
| 2-1 | 沖縄県の概況 | 3 |
| 2-2 | 交通の実態 | 8 |
| 2-3 | 道路整備の状況 | 16 |
| 第 3 章 | 道路整備の基本方針及び施策体系..... | 23 |
| 3-1 | 道路整備の基本方針 | 23 |
| 3-2 | 方針毎の施策体系 | 24 |
| 3-2-1 | 方針 1：観光をはじめとする様々な産業の振興を支える道路 | 24 |
| 3-2-2 | 方針 2：災害に強く安全、安心な暮らしを支える道路..... | 30 |
| 3-2-3 | 方針 3：人及び環境に優しく、快適な暮らしを支える道路..... | 33 |
| 3-2-4 | 方針 4：離島地域の生活を支える道路..... | 38 |
| 第 4 章 | 事業効果..... | 42 |
| 4-1 | 方針別投資必要額 | 42 |
| 4-2 | 整備目標 | 42 |
| 第 5 章 | 主な事業箇所（後期） | 45 |
| 5-1 | 主な事業箇所一覧 | 45 |
| 5-2 | 主な事業箇所位置図 | 57 |

第1章 はじめに

1-1 計画策定の背景と目的

(1) 策定の背景

- ・国においては、平成30年3月30日に道路法等の一部を改正する法律が成立し、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による国費率のかさ上げ措置について、今後も引き続き計画的に道路の整備・機能強化に取り組んでいく観点から、平成30年度以降10年間継続されることとなった。
- ・沖縄県では、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」を令和4年5月に策定し、沖縄の将来像を描いた「沖縄21世紀ビジョン」の実現に向けて、各種施策に取り組んでいる。
- ・同計画の策定を踏まえ、交通分野に関する基本政策の具体的な構想を示した「沖縄県総合交通体系基本計画（平成24年策定）」を令和4年10月に見直し、交通施策を総合的、体系的に推進している。

(2) 計画策定の意義

- ・新・沖縄21世紀ビジョン基本計画及び沖縄県総合交通体系基本計画を着実に推進するため、限られた財源の中で、計画的かつ効率的に道路整備等の事業を実施し、整備効果を高めるとともに早期に効果発現させる必要がある。
- ・効果的な道路整備を進めていくためには、既存ストックを有効に活用するとともに、国直轄事業や市町村事業とも連携していく必要がある。
- ・近年の道路をとりまく環境の変化に応じた新たな施策に取り組むため、地域における道路整備の基本方針、同方針に資する事業等を明らかにすることが求められている。

(3) 計画の目的

- ・新・沖縄21世紀ビジョン基本計画及び沖縄県総合交通体系基本計画の推進を図るとともに、計画的かつ効率的な道路整備、機能強化を図る計画とする。
- ・道路整備の視点のみならず、交通基盤の維持強化、総合交通との連携など、沖縄県の道路部門全体に係わる総合的なアクションプログラムとする。

1-2 計画の位置付け

- ・ 沖縄 21 世紀ビジョンに掲げる将来像の実現に向け、同基本計画及び沖縄県総合交通体系基本計画を上位計画として、沖縄県が取組むべき道路部門全体の短中期的かつ総合的な実施計画とする。
- ・ その他、国や県の関連計画と連携及び整合を図る計画とする。

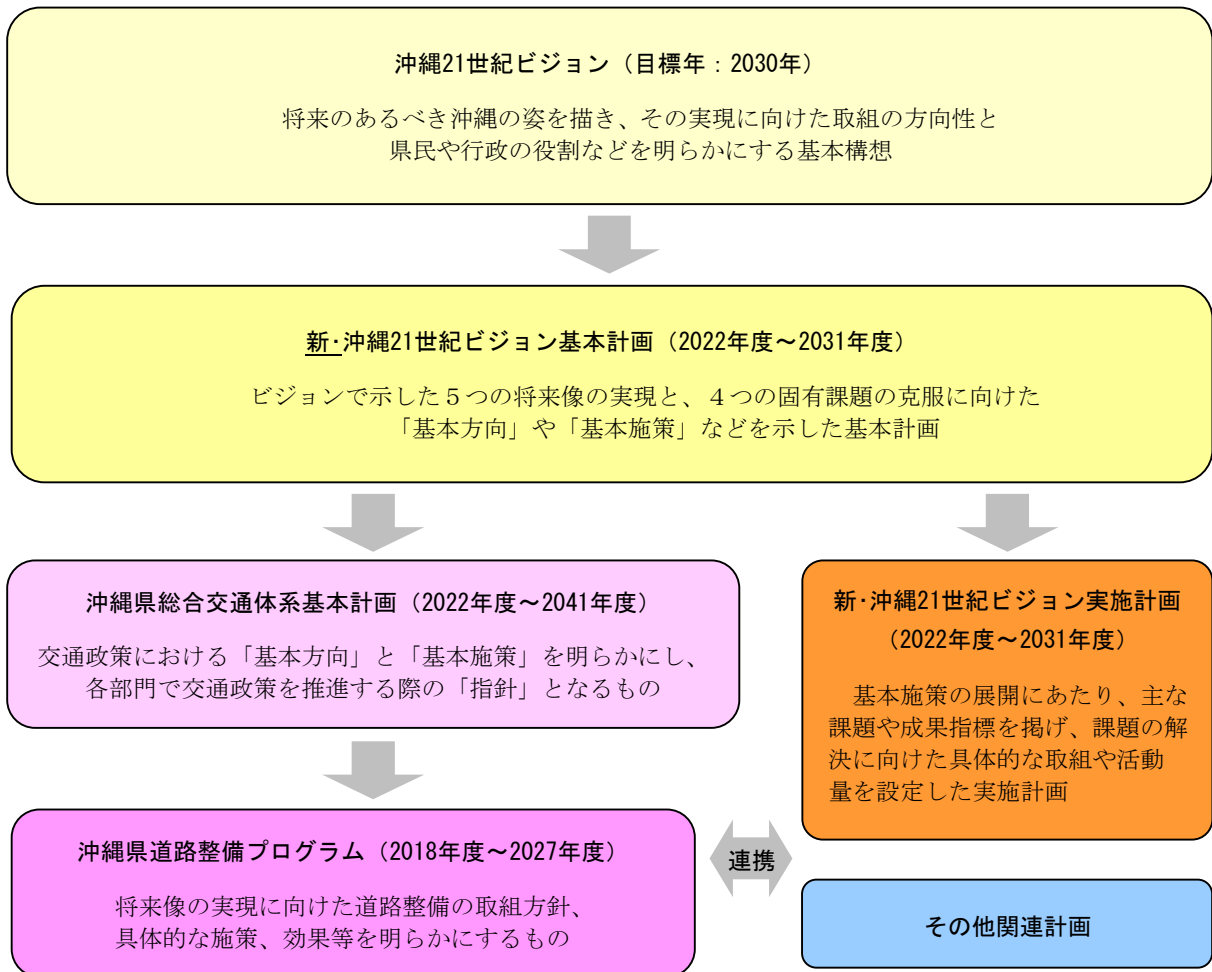


図 1-1 計画の位置付け

1-3 計画の期間

- ・ 本計画の計画期間は、2018（平成30）年度から2027（令和9）年度までの10年間とし、
主な事業箇所については、2023（令和5）年度～2027（令和9）年度までの後期5年間で
対象とする。